

上市町緊急事業者支援給付金要項

上市町では、新型コロナウイルス感染症の県内感染拡大を受け、県の警戒レベルが「ステージ3」に移行され、町内事業者においては引き続き厳しい経営状況に置かれていることから、当該期間中に売上げが減少した事業者の事業継続を支援する一助として、上市町緊急事業者支援給付金を支給します。

1 支給要件

支給要件は次のすべてを満たしている事業者とします。

(1) 上市町内に事業所を有している中小企業・小規模事業者であること。
なお、会社以外の法人で従業員数が100名以下の法人も対象です。
(法人税、法人町民税の課税対象とならない任意団体は対象外。)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月又は9月の売上が、前年又は前々年同期との比較で50%以上減少していること。

※「新型コロナウイルス感染症の影響」については直接、間接の影響を問いませんが、事業所の自己都合による感染症以外の要因については対象外。

<対象> 飲食店の休業・時短営業による影響

外出自粛による影響

事業関係者の感染や濃厚接触による休業・業務縮小

感染症の影響により取引先が減産等を行った 等

<対象外> 事業収入に季節性がある場合

売上計上基準の変更

取引時期の調整や営業日数が少ない 等

※申請後、申請書や添付書類以外により給付条件を満たしているか調査する場合がありますので、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたことが確認できる証拠書類を整備し、町の求めに応じて速やかに提出できるように保存してください。(証拠書類は支給後5年間保存してください。)

<証拠書類の例> 時短要請に従った旨や休業が確認できる書類又は写真、取引に係る帳簿、事業に使用した通帳、販売に係る伝票、顧客データなど売上減少を裏付けできる書類

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国、県又は町から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付や補助金を除いて算定します。

※令和2年9月2日以降に新規開業した事業者は、令和2年10月から令和3年8月までのいずれかひと月の売上と比較して算定します。

- (3) 本店又は本社が上市町外にある場合は、当該本店又は本社の売上について、(2)の要件を満たすこと。
- (4) 事業収入があること。
※個人事業主で会社員の方など給与、年金収入、事業収入に当たらない不動産収入は対象外です。
- (5) 申請書の提出した日現在において事業を実施しており、今後も事業を継続すること。
- (6) 町からの検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- (7) 県又は各関係団体が作成した新型コロナウイルス感染症対策拡大防止のガイドライン等を遵守していること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
ア 上市町暴力団排除条例（平成24年上市町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのもものと密接な関係を有する者
イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項及び第13項第2号に規定する営業する者
※「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
ウ 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
エ 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
オ 町の公の施設に係る指定管理者

2 支給額

1事業者当たり 100,000円

3 申請受付期限

令和3年12月20日（月）まで

4 申請方法

申請書類を上市町産業課商工観光班窓口及び上市町商工会窓口での配布、又は上市町ホームページからダウンロードして、上市町産業課商工観光班窓口（役場3階）へ、提出してください。

なお、要件を満たしていない場合や書類に不備がある場合は、支給できないこともありますので、必ず要件確認シート、添付書類をご確認の上、ご提出ください。

<申請書類>

- (1) 給付金申請書及び誓約書 様式第1号

※誓約書には、代表者の方が氏名を署名又は記名押印してください。

- (2) 令和3年8月又は9月の売上が前年又は前々年同月比で50%以上減少し、かつ、売上減少額が10万円以上であることが分かる書類

ア 売上減少率算定書 様式第2号

イ 令和3年8月又は9月の売上に係る「売上台帳」の写し

ウ 対比する年分の売上について月ごとに確認できる書類

(例) 当時の「法人事業概況説明書」、「所得税青色申告決算書」、「売上台帳」等の写し

- (3) 上市町内で営業活動を行っていることが分かる書類

<法人の場合>

直近の確定申告書別表一又は履歴事項全部証明書の写し

<個人事業者の場合>

直近の確定申告書第一表又は住民税申告書の写し

※本店又は本社が上市町内にある場合のみ、令和2年度国で実施した持続化給付金の給付通知書の写しでも可。

- (4) 振込先口座が分かる通帳の写し

- (5) 本人確認書類の写し ※個人事業者の場合のみ
(運転免許書の写し等)

5 振込等について

給付金は申請受付後、内容を審査のうえ支給の可否を通知いたします。なお、支給が決定された場合は、順次振込いたします。

申請後、約4週間後に振込を予定しております。

6 給付金の返還等

給付の支給後、申請のとおり支給要件を満たしているか、町が実地で検査する場合がありますので、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたことが確認できる証拠書類を整備し、支給後5年間は必ず保存してください。

また、町からの検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じ、証拠書類を町へ開示してください。

なお、支給要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付金の決定を取り消すとともに、町長が定める納期までに当該給付金を返還しなければなりません。納期日まで返金が無かったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支給額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

<提出先及びお問い合わせ先>

上市町役場産業課商工観光班

電話 076-472-1111（内線 362、363）